

# 令和3年度 第2回長野県国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和4年2月14日(月)  
13時30分から15時まで  
場 所 オンライン開催

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

- (1) 令和4年度国保事業費納付金等の算定結果について・・・・・・・・・・【資料1】
- (2) 令和4年度長野県国保特別会計予算(案)について・・・・・・・・・・【資料2】
- (3) 令和4年度に長野県が実施する保健事業(案)について・・・・・・・・・・【資料3】
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料4・5】

## 4 その他

## 5 閉会

**令和3年度第2回 長野県国民健康保険運営協議会**  
**出席者名簿**

(敬称略)

区分	所 属 名	役 職 名	氏 名	備考
公益代表	国立大学法人 信州大学 経法学部	教 授	増原 宏明	
	公立大学法人 長野県立大学 グローバルマネジメント学部	教 授	宮崎 紀枝	
	長野県弁護士会		大井 基弘	
被保険者代表	池田町国保運営協議会	委 員	下條 葉子	
	長野県在宅看護職信濃の会		北澤 万里子	
	公募委員		宮島 葉子	
保険医・薬剤師代表	一般社団法人 長野県医師会	常 務 理 事	溝口 圭一	欠席
	一般社団法人 長野県歯科医師会	副 会 長	大滝 祐吉	
	一般社団法人 長野県薬剤師会	副 会 長	藤澤 裕子	
被用者保険代表	健康保険組合連合会 長野連合会	事 務 局 長	奥村 誠二	
	全国健康保険協会 長野支部	支 部 長	清水 昭	

事務局	長野県健康福祉部	部 長	福田 雄一		
	健康増進課	課 長	田中 ゆう子		
	国民健康保険室	室 長	矢澤 圭		
		課長補佐兼 支援・指導係長	市川 知明		
		課長補佐兼 国保運営係長	上島 満		
		担 当 係 長	唐木 里織		
		主 任	田中 悠樹		
		主 事	加藤 慧		
		主 事	土屋 千晶		
	市町村	駒ヶ根市	市 民 課 長	木下 岳士	
		王滝村	健康福祉課長	田中 明彦	

## 長野県国民健康保険運営協議会運営要綱

### (目的)

第1条 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第11条の規定による長野県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 長野県国民健康保険の財政運営に関すること。
- (2) 長野県国民健康保険運営方針に関すること。
- (3) その他の重要事項に関すること。

### (委員の定数区分)

第3条 委員の定数区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

### (会長)

第4条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員全員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は第3条各号に掲げる委員各1人以上が出席し、かつ委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決すところによる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室に置き、県及び「長野県・市町村国保運営連携会議」の委員が属する市町村で組織する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県国民健康保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 長野県国民健康保険運営協議会設置要綱は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。